

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部改正」に関する意見

[氏名(連絡担当者)]		日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]		東京都港区芝公園3 5 8 機械振興会館401
[電話番号]		03 3431 9800
[FAX番号]		03 3431 0509
[電子メールアドレス]		hashimoto@jmcti.or.jp
役務通達 1 (3)用語の解釈 “タ”について		
意見番号	該当箇所	役務通達 1 (3)用語の解釈に追加された“タ”の内容について
1	意見内容 <質問>	<p>本改正意見募集案において、役務通達 1 (3)用語の解釈に“タ”の次の下線部のように“提供”の規定が追加されています。</p> <p>“タ <u>提供とは、他者にとって利益となるものをその者が利用できる状態に置くことをいう。</u>なお、いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈については、別紙5のとおりとする。”</p> <p>従前の“サ”の後段に“<u>提供することを目的とする取引</u>”に関する次の規定がありません。</p> <p>“サ 取引とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものをいい、<u>提供することを目的とする取引とは、取引の相手方に対して技術を対外的に提供すること自体を内容とする取引をいう。</u>”</p> <p><質問1> 本改正案を素直に解釈すると、本改正案“タ”の“提供”の定義は“サ”の後段にある“<u>提供することを目的とする取引</u>”の“提供”に対しても適用されると考えられますが、その理解で良いのでしょうか？</p> <p><質問2> 本改正案における“タ”の“提供”の定義が追加されたことにより、“いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈”に係ることの他に技術提供の規制で変わるところは無いと考えて良いのでしょうか？</p>
	理由	

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部改正」に関する意見

[氏名(連絡担当者)]	日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]	東京都港区芝公園3 5 8 機械振興会館401
[電話番号]	03 3431 9800
[FAX番号]	03 3431 0509
[電子メールアドレス]	hashimoto@jmcti.or.jp

役務通達 1 (3)用語の解釈 “タ”について

意見番号	該当箇所	役務通達 1 (3)用語の解釈に追加された“タ”の内容について
2	意見内容 <質問>	<p>クラウドコンピューティングサービスに関する解釈について 「タ 提供とは、他者にとって利益となるものをその者が利用できる状態に置くことをいう。なお、いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈については、別紙5のとおりとする。」が追加されました。</p> <p>この解釈で言う「提供とは、他者にとって利益となるものをその者が利用できる状態に置くことをいう。」は、クラウドコンピューティングサービスに限らず、一般的にも適用できるものと考えられます。現在、特別一般包括役務取引許可において、「返送に係る技術の提供(下記八、二)」が適用できますが、これらは元々技術の提供先である相手側に返送するものであり、他者にとって利益となるものではありません。従って、今回の解釈により下記八、二のような技術の返送は規制から除外されると考えて宜しいでしょうか。</p> <p>八 外国から提供された技術の種類、品質(故障も含む。)数量等が契約の内容と相違する等技術の提供を受けた者の予期しなかったもの・・・</p> <p>二 当該技術の分析、評価等のために無償で一時的に外国から提供された技術の返送のために無償で行われる技術の提供・・・</p>
	理由	

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部改正」に関する意見

[氏名(連絡担当者)]	日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二	
[住所]	東京都港区芝公園3 5 8 機械振興会館401	
[電話番号]	03 3431 9800	
[FAX番号]	03 3431 0509	
[電子メールアドレス]	hashimoto@jmcti.or.jp	
役務通達 1 (3)用語の解釈 “タ”について		
意見番号	該当箇所	役務通達 1 (3)用語の解釈に追加された“タ”の内容について
3	意見内容 <質問>	<p><質問1> 本改正意見募集案において、役務通達 1 (3)用語の解釈に“タ”の次の下線部のように“提供”の規定が追加されています。 <u>“タ 提供とは、他者にとって利益となるものをその者が利用できる状態に置くことをいう。なお、いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈については、別紙5のとおりとする。”</u> 一方、従前の“サ”の後段には“<u>提供することを目的とする取引</u>”に関する規定(下記「()」印部)がありますので、今回の上記追加“タ”を導入される主旨・意図は、「クラウドコンピューティングサービス」においては、「<u>他者にとって利益となるものをその者が利用できる状態に置くこと</u>」を「提供とみなす」という理解をさせたいところにあるのでしょうか？ ()“サ 取引とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものをいい、<u>提供することを目的とする取引とは、取引の相手方に対して技術を対外的に提供すること自体を内容とする取引をいう。”</u>”</p> <p><質問2> 上記「質問1」で想定した以外の主旨・目的がありましたら、ご回答願います。</p>

		<p><意見 1 ></p> <p>上記「質問 1」にて伺う「主旨・意図」があるのであれば、その「主旨・意図」をさらに明確に示していただきたい。</p> <p>あわせて、今回追記されている「別紙 5」においても、上記「主旨・意図」を反映したわかりやすい文章に工夫をお願いしたい。</p> <p>たとえば、“タ”の部分において、下記のような文章に工夫願いたい。</p> <p><u>“タ クラウドコンピューティングサービスにおいては、他者にとって利益となるものをその者が利用できる状態に置くことを“提供”とみなす。</u> なお、いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈については、別紙 5 のとおりとする。”</p>
	理由	

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部改正」に関する意見

[氏名(連絡担当者)]		日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]		東京都港区芝公園3 5 8 機械振興会館401
[電話番号]		03 3431 9800
[FAX番号]		03 3431 0509
[電子メールアドレス]		hashimoto@jmcti.or.jp
役務通達 1 (3)用語の解釈 “タ”及び別紙5“クラウドコンピューティングサービスの解釈(2)”について		
意見番号	該当箇所	役務通達 1 (3)用語の解釈に追加された“タ”及び別紙5“クラウドコンピューティングサービスの解釈(2)”の内容について
4	意見内容	<p>今回の改正内容として『タ 提供とは、他社にとって利益となるものをその者が利用できる状態に置くことをいう。』と新たに定義されていますが、これは従来の「技術提供」の概念を大きく逸脱する(上回る)定義となり、大きな混乱をきたすと考えられることから、今回の技術提供の新定義「タ」の新設に反対します。</p> <p>又別紙5“クラウドコンピューティングサービスの解釈(2)”についても、非居住者である他者がダウンロードできる状態にすることのみを提供する行為すなわち役務取引として扱って頂くことを強く望みます。</p>
	理由	<p>従来の技術提供は「技術そのもの」を提供する場合でしたので、例えばある技術資料そのものを非居住者に提供する場合、具体的にはインターネットやイントラネットの世界で技術資料そのものをダウンロードできる状態に置くことが、その技術資料の提供になっていたと思います。その場合には技術資料自体の該非判定を行ない、該当の場合であれば許可を取得するというものでした。</p> <p>一方今回の新定義では、実際に相手側が手にする技術資料のみではなく、その技術資料を作成するのにサービス提供者が使用したアプリについても提供したものとみなして該非判定を行い、必要な場合には許可を取得することになります。</p> <p>これまでも人が行なう修理を考えた時に、例えば該当の工作機械を修理するために技術者が出張し、海外で修理を行った場合、一切の技術情報を相手に渡さず、黙々と自分だけで修理を終えて帰ってくる場合、技術を提供したことにはならないという解釈が成り立っていたと思います。</p> <p>以上のことから、実際に相手側が手にして自分で使用することのできない技術については提供されたものとみなされるとは思えません。</p>

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部改正」に関する意見

[氏名(連絡担当者)]		日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所] 東京都港区芝公園3 5 8 機械振興会館401		
[電話番号] 03 3431 9800		
[FAX番号] 03 3431 0509		
[電子メールアドレス] hashimoto@jmcti.or.jp		
改正の趣旨、ストレージサービスについて		
意見番号	該当箇所	改正の趣旨について
5	意見内容	<p>今回改正の趣旨は、 ストレージサービスについては、原則として規制対象としない。 SaaSについては、規制対象とする。</p> <p>と理解しますが、米国等他国では規制対象としない運用としており、国際的ハーモナイゼーションの観点から、SaaSについても規制対象としない運用としていただきたいと考えます。</p>
	理由	
意見番号	該当箇所	別紙5(1)
6	意見内容	<p>別紙5(1)中の「例えば、保管した特定技術の情報をサービス提供者等が閲覧、取得又は利用できることを知りながら契約を締結する場合」については、「できる」を「する」に変更していただきたい。</p>
	理由	「できる」では範囲が広すぎると考えられるため。

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部改正」に関する意見

[氏名(連絡担当者)]		日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]		東京都港区芝公園3 5 8 機械振興会館401
[電話番号]		03 3431 9800
[FAX番号]		03 3431 0509
[電子メールアドレス]		hashimoto@jmcti.or.jp
SaaSについて		
意見番号	該当箇所	役務通達 1 (3)用語の解釈に追加された“タ”
7	意見内容	用語の解釈タにおいて、「提供とは、他者にとって利益となるものをその者が利用できる状態に置くことをいう。」としておりますが、技術提供にはそれ以外の場合も考えられるため、「提供には、他者にとって利益となるものをその者が利用できる状態に置くことを含む。」又は「提供には、他者が利用できる状態に置くことを含む。」とすべきだと考えます。
	理由	技術提供には「他者にとって利益となるものをその者が利用できる状態に置くこと」以外の場合も考えられるため
意見番号	該当箇所	別紙5(2)
8	意見内容 <質問>	別紙5(2)中の「なお、当該プログラムの提供の時点は、サービス提供者がプログラムを利用可能な状態に置いた時点であり、役務取引許可申請が必要な場合にあっては、それ以前に許可を得る必要がある。」については、プログラムをサーバーにアップロードする前に許可が必要であることと理解しますが、その時点では取引の相手方が決まっておられません。取引の相手方が決まった時点にも何か別の手続きが必要になるのでしょうか。
	理由	

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部改正」に関する意見

[氏名(連絡担当者)]	日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二	
[住所]	東京都港区芝公園3 5 8 機械振興会館401	
[電話番号]	03 3431 9800	
[FAX番号]	03 3431 0509	
[電子メールアドレス]	hashimoto@jmcti.or.jp	
ストレージサービスに関する用語解釈について		
意見番号	該当箇所	役務通達 1 (3)「用語の解釈」「別紙5」(1)
9	意見内容	<p>ストレージサービスにおいて、「<u>保守を目的とした取引契約によりサービス提供者が-サーバーを閲覧する場合は規制対象外とすること</u>」を条文の中で明文化して頂きたい。</p> <p>具体的には、条文の前段(下記下線部分)に示された“契約”が“保守の為に閲覧することを目的とする場合”は規制対象外となる旨明記頂きたい。</p> <p>当内容の条文上の反映が困難であれば、経産省HP又は「役務取引」のガイダンスのQ&A等への反映をご検討頂きたい。</p> <p><別紙5(1)抜粋> ~略~ <u>サービス提供者のサーバーに情報を保管することのみを目的とした契約である限りにおいて</u> ~略~</p>
	理由	
意見番号	該当箇所	役務通達 1 (3)「用語の解釈」「別紙5」(1)
10	意見内容 <質問>	<p>「別紙5」の(1)の条文後段の「<u>保管した情報の削除に必要な時間を経過した時点をもって、当該情報の提供を目的とした取引が開始するものとみなす。</u>」の“必要な時間の経過”の具体的な基準について、経産省HP又は「役務取引」のガイダンスのQ&A等に解説を入れて頂きたい。</p>
	理由	

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部改正」に関する意見

[氏名(連絡担当者)]		日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]		東京都港区芝公園3 5 8 機械振興会館401
[電話番号]		03 3431 9800
[FAX番号]		03 3431 0509
[電子メールアドレス]		hashimoto@jmcti.or.jp
役務通達 別紙5の位置について		
意見番号	該当箇所	役務通達 別紙5の位置について
11	意見内容 <質問>	改正案の「なお、いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈については、別紙5のとおりとする。」として、別紙5に解釈を追加していますが、別紙5を追加するのではなく、1(3)用語の解釈に「チ クラウドコンピュータサービスの解釈(別紙5の内容)」を追加されては如何でしょうか。
	理由	今回のタには、「提供」の解釈が新たに追加されました。この「提供」の解釈がクラウドコンピュータサービスに限定されないものと解釈されるのであれば、クラウドコンピュータサービスとして、別紙5ではなく、用語の解釈に含めるべきではないでしょうか。因みに、役務通達の別紙1が許可の範囲、解釈を規定し、別紙2～別紙4までは許可申請に係る規定となっておりますので、規定の整理の上から「なお、いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈については、別紙5のとおりとする。」を削除し、1(3)用語の解釈に「チ クラウドコンピュータサービスの解釈(別紙5の内容)」を追加されては如何でしょうか。